



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 若松 英幸

2008.5.22

号外

金属労協「地方における政策・制度要求 2008」

2008年4月策定

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/IMF-JC）

金属労協は今般、2008～2009年の2年間にわたる「政策・制度要求」をとりまとめました。金属労協はこれまで、

- * 民間産業に働く者の観点
- * わが国の基幹産業たるものづくり産業に働く者の観点
- * なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

から政策・制度要求を策定し、その実現をめざしてきました。2008～2009年についても、引き続きこの「民間・ものづくり・金属」の立場から、産業の健全な発展と勤労者生活の向上、わが国経済の安定成長と世界経済全体の発展をめざして政策・制度要求を立案し、政府や政党に対する要請活動、連合の政策に反映させるための働きかけ、世論形成のための取り組みなどを強力に推進していくことにしています。

2008～2009年の「政策・制度要求」については、

- * 2002年春以降、長期にわたって景気回復が続いてきたにもかかわらず、成長成果が国民全体に適正に配分されておらず、一部では、生活水準の底割れともいえる状況が発生しており、所得・資産・教育の格差拡大と階層の固定化が懸念される状況となっている。
- * その要因として、1995年に日経連が発表した「新時代の日本的経営」報告書において、長期雇用は幹部社員のみ、一般職、技能職、専門職については有期雇用化を図るという方針が打ち出され、実際にそうした対応が進められたことがあるが、労働法制面でも、労働者派遣法の緩和など、労働分野におけるルールの弱体化が行われた部分があった。
- * 格差の拡大は、わが国の活力を損ない、社会の閉塞感を招いているだけでなく、財政、社会保障制度、国内市場、ものづくり産業の技術・技能など、経済・社会全体の持続可能性を脅かすところとなっている。

との認識に立って、

- ① ものづくりを基幹産業とするわが国経済・社会全体の持続可能性を確保するための「ものづくりを中核に据えた国づくり」
- ② 地球温暖化を抑制し、持続可能な低炭素社会を作るための「世界最先端の環境対応」

③公正・有効に機能する市場経済の構築を前提に、行政・財政の持続可能性を確保するための「政府は政府のなすべき仕事に特化」

④公正・有効に機能する労働市場を構築して格差是正を図り、超少子化の流れを押し止め、わが国全体の持続可能性を高めるための「良質な雇用の創出とワーク・ライフ・バランスの実現」

を主張していくことにしています。

金属労協の「政策・制度要求」の具体的な項目のなかには、地方が密接に関わり、また地方が主軸となって展開すべきものも多く含まれています。

地方においては、その地方の事情を反映した政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合金属部門連絡会などの金属組織とが連携を図り、活動を展開していくということが、大きな意義を持っているといえます。

金属労協の「政策・制度要求」のうち、地方に密接に関わるものとしては、以下のような項目があります。各地方においては、政策・制度に関する議論を進めるなかで、これらの項目についても検討し、地方の実情に照らし、取り組みが有効と考えられる場合には、「民間・ものづくり・金属」の立場から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員のみなさんと連携し、地方公共団体や政党に対する要請活動を行い、さらに経営者団体やその他関連組織に対し理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくこととします。

具体的な要求項目

1. 「ものづくり」を支える現場力の強化

①高度熟練技術・技能者の社会的地位の向上

ものづくり産業の現場では、若年者のものづくり離れと熟練技術・技能者の高齢化が進んでいます。技術・技能を蓄積することが困難な非正社員が増加しており、現場力の低下が叫ばれるとともに、ものづくり産業の技術・技能の継承・育成がきわめて困難な状況に陥っています。

労働力人口減少のなかで、ものづくり産業の現場力を維持・強化していくためには、優秀な技術・技能者を安定的に確保していかなくてはなりません。次代のものづくりを担う若者や子どもたちが、ものづくり現場を就職先として積極的に選択するような環境づくりが必要です。地域において、技術・技能を尊重する気風を養い、高度熟練技術・技能者が子どもたちや若者の憧れの存在となるような、そして技術・技能者も自らのモチベーションを高めていくことができるような、例えば「地域マイスター制度」のような評価・顕彰制度の創設・拡充を求めています。

具体的な取り組み

- 地方公共団体が実施している技術・技能者の評価・顕彰制度についてチェックする。そうした制度の有無、

十分かどうか、積極的に活用されているかどうかを判断する。

- 他のものづくり関係の労働組合、公務員・教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。

②若年者トライアル雇用の活用

高い就労意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているにもかかわらず、経済的・時間的な余裕がなくてハローワークに行くことができず、「若年者トライアル雇用」のような制度を利用できない若者が、いわゆる「日雇派遣」や短期雇用契約の請負などとして働いています。こうした若者に対し、生活資金や住居などを支援し、「若年者トライアル雇用」を利用して、ものづくり現場に正社員として就職できるよう、制度整備を求めています。

具体的には、生活資金支援は、「ジョブ・カード制度」の生活資金融資制度、および都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金を活用するようにします。住居支援については、地方公共団体が民間の遊休アパートを借り上げ、試行雇用に従事しようとする若者に対し、初期入居費用が不要で、賃料も安価で提供する仕組みを提案します。

一方、ものづくり産業にかかわる会社・経営者団体に対しても、「若年者トライアル雇用」を積極的に利用し、懸命に働く若者を採用していくよう、提案していきます。

具体的な取り組み

- 地域における若者雇用の状況、日雇派遣労働者や短期雇用契約の請負で働いている人、ネットカフェ、まんが喫茶などに寝泊りしている人々に関する実態を掌握する。
- 若年者トライアル雇用制度、ジョブ・カード制度が活発に利用されているかどうかをチェックし、活発でない場合は、地方公共団体、会社・経営者団体に働きかける。
- 地域における公営住宅、生活福祉資金などの制度や運用状況をチェックし、スポット派遣や短期雇用契約の請負で働いている若者が利用するに際しての障害を洗い出す。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体に働きかける。
- 関連するNPOと連携する。

現行の「若年者トライアル雇用」と、金属労協が提案する制度充実後のイメージ

	現行の「若年者トライアル雇用」	充実後のイメージ
事業主体	国	国、地方公共団体、NPO
目的	事業者がフリーター等の若者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、試用雇用後の常用雇用への移行を図る。	
雇用先	制限なし	
対象者	フリーター等若者	ハローワークへ求職登録を行っている若年求職者のほか、高い就労意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているが、経済的・時間的な余裕がなく、ハローワークに行くことも困難で、それを実現できない状況にある若年者。(フリーター、日雇派遣労働者、短期雇用契約の請負で働いている者など)
年齢制限	35歳未満	
手続き機関	ハローワーク	
制度紹介手法	ハローワークへ求職登録を行っている若年求職者に紹介。	<p>【若者へ】 左記に加え、地方公共団体・ハローワーク職員やNPOが対象となる若者に巡回し、周知・紹介・手続き支援。</p> <p>【事業者へ】 中小企業におけるものづくり現場など、とくに若手人材不足の事業者に対し、地域の経営者団体等を通じて制度の周知徹底。</p>
求人票記載	「トライアル雇用」	
試用雇用期間	3カ月	原則3カ月以内 (職種により柔軟に期間を設定)
事業者への奨励金	対象者1人1カ月につき40,000円の奨励金を最大3カ月支給。(財源：雇用保険三事業)	対象者1人1カ月につき50,000円の奨励金を試用雇用期間中。(財源：雇用保険三事業)
事業者による計画書の提出	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。	「トライアル雇用実施計画書」(指導・訓練内容、常用雇用への移行要件)の提出。
対象者への生活支援(生活資金・住居)	(なし)	<p>【生活資金支援】 最初の賃金が支払われるまでの間、必要な場合には、「ジョブ・カード」制度における生活資金融資制度や、社会福祉協議会の行っている生活福祉資金の活用による生活資金の貸付を行う。</p> <p>【住居支援】 地方公共団体による借上げ住宅の準備。試用雇用期間中の入居者負担額は月3,000円程度とし、常用雇用移行後は随時転居。(例：東京都によるホームレス自立支援)</p>

2. 「ものづくり教育」の強化

①教育現場における「ものづくり教育」の強化

次代を担う子どもたちが、ものづくりに興味を抱く大切な時期である小学校・中学校教育では、ものづくりの要素を取り込んだ基礎的な能力の育成を図ることが重要です。

小学校・中学校の教育現場において、

- *理科の授業で「おもしろ実験」のような、子どもたちが興味を抱く実践的な教育が行われているかどうか。
- *単に理科、工作、技術などの教科でものづくり教育を行うだけでなく、あらゆる教科を通じて、ものづくりの基礎的な能力が育成されるような教育が行われているかどうか、例えば、
 - 国内・海外も含めた「ものづくり偉人」が国語や英語の教材・副教材でとりあげられているかどうか。
 - 社会の授業において、グローバルな、あるいは日本全体における、さらには地域での、ものづくり産業の役割が教えられているかどうか。
 - あらゆる教科を通じて、創造力、創意工夫、集中力、忍耐力、規律性、責任感、チームワークの重要性などが強調されているかどうか。ものづくり産業における4S（整理、整頓、清掃、清潔）の考え方が紹介されているかどうか。
 - 「総合的な学習の時間」において、実践的な「ものづくり教育」が行われているかどうか。
 - 小学生・中学生の工場見学が金属産業において行われているかどうか。勤労観、職業観を育てるために中学生が5日間以上の職業体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」がものづくり産業で活発に行われているかどうか、とりわけ金属産業ではどうか。

などをチェックし、不十分な場合にはその促進を求めていきます。

また、地域の工業高校などと連携し、その設備・器具を活用した実践的なものづくり体験の機会の拡充を提案していきます。

会社・経営者団体などとも連携し、このような「ものづくり教育」の支援体制を確立します。

具体的な取り組み

- 地域で行われている小・中学校の授業内容について、理科、工作、技術などものづくりに直接関係する教科はもちろん、その他の教科についても、状況を把握する。
- 「総合的な学習の時間」において、どのくらいの時間が「ものづくり教育」に充てられているかをチェックする。
- 他のものづくり関係の労働組合、公務員・教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。とりわけ、工場見学やキャリア・スタート・ウィークの中学生の職場体験受け入れ拡大を働きかける。

②工業高校生を対象とする特別な奨学金制度の創設

工業高校をはじめとする職業専門高校は、企業における中堅技術者など、わが国の産業経済の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしてきました。しかしながら、長期不況の間の採用抑制もあって、若者の「製造業離れ」が進み、現在では企業からの求人ニーズが強いにもかかわらず、これに対応できていません。工業高校の特色を生かし、科学技術の進歩、産業構造の変化に対応した、子どもたちにとって魅力ある学校づくりを行っていくことにより、ものづくり現場での人材を確保していくことが重要です。

あわせて、所得格差の拡大が教育格差の拡大をもたらし、階層の固定化につながらないように、そして若者が非正社員ではなく、ものづくり現場で正社員として働き、将来にわたって安定した雇用と収入を確保して、幸福な家庭を築くことができるように、工業高校を積極的に位置づけていくという観点から、工業高校生に対する特別な奨学金制度の創設を求めています。

具体的な取り組み

- 地域の工業高校が活性化されているかどうか、例えば、
 - 卒業生が、機械や工具の扱い方など基本的な知識・技能を習得しているか、地場の企業が求める技能や、ものづくりに取り組む姿勢を身につけているか。
 - ジュニアマイスター顕彰制度などへの取り組み状況はどうか。
 - 就職支援活動はどうか。
 - 小中学校や地域と積極的な関係を築いているかどうか。
- などをチェックし、不十分な場合には、先進的な工業高校の事例などを研究し、地域に紹介していく。
- 都道府県などが行っている高校生を対象とする奨学金について、制度や運用状況などをチェックする。
- 他のものづくり関係の労働組合、公務員・教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。

③教員の長期職業経験実習の拡充

教員に対して行われている職業経験実習（長期社会体験研修）は、教員のみなさんに現実のビジネス社会の動きを体験し、それを踏まえた教育活動をしていただくという点で重要であり、また教員のみなさんからの評判もよいプログラムですが、校務の多忙化、財政事情などから、全国で1,174名（2005年度）しか行われていません。「ものづくり立国」のわが国としては、とくにものづくり産業の現場における実習機会を充実させることが重要であり、地域におけるそうした体制整備を求めています。

具体的な取り組み

- 地域において、教員の長期職業経験実習が活発に行われているかどうか、とりわけ製造業の現場ではどうかをチェックする。

- 教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体に対し、教員の長期職業経験実習受け入れのシステムづくりを要請する。

教員の長期社会体験研修の実施状況(2005年度)

実施 県市数	派遣人員(人)				
	合計	民間企業	社会福祉施設	社会教育施設	その他
65	1,174	788	178	97	111

資料出所：文部科学省

④「ものづくり教室」の推進と公的支援

子どもたちの理数科離れ、ものづくり離れが指摘されていますが、一方では、地域の行政、企業、民間組織などによる科学実験教室や工作教室が人気を集めており、子どもたちの潜在的な興味が失われている訳ではないということがわかります。民間組織によるこうした取り組みを促進し、拡充を図っていくため、材料費など運営のための資金提供、情報システムの構築、相談窓口の配置、公共施設の活用、募集への協力など、公的な支援体制の整備を求めていきます。

放課後子どもプラン（学童保育、および放課後子ども教室）などの活動において、あるいは児童館・公民館などの公共施設を活用して、親、技術・技能者、そのOB、教員、学童保育指導員など、地域社会が共同して小学生の「ものづくり教室」にあたるようなシステムを構築するよう、関係方面に働きかけていきます。

また、こうした「ものづくり教室」を、労働組合が中心となって実施できるよう検討していきます。

具体的な取り組み

- 地域において、行政、企業、民間組織が実施している「ものづくり教室」の状況、行政による支援体制、子どもの参加状況などをチェックする。
- 公務員・教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 労働組合が中心となって「ものづくり教室」を実施する。
- 会社・経営者団体に対しても、「ものづくり教室」の開催や、行政、民間組織、労働組合の実施する「ものづくり教室」への協力を呼びかける。

多摩六都科学館における「金属をとかせ! 鋳物づくりに挑戦」 参加者アンケート結果抜粋

実施者：連合東京金属部門連絡会

実施日：2008年1月19日(土)

実施内容：鋳物づくり ①デザインする。②コルクを切り抜き、ベニヤ材で挟んで鋳型とする。
③溶かした金属を流し込む。④冷えたら取り出して磨く。

参加者：小学生22名、中学生2名 計24名

属性	感想		またものづくり教室に参加したいか	
小学生	おもしろかった	22	参加したい	22
	おもしろくなかった	0	参加したくない	0
			わからない	0
中学生	おもしろかった	2	参加したい	1
	おもしろくなかった	0	参加したくない	0
			わからない	1

資料出所：JC 政策局

「全国中学生創造ものづくり教育フェア」における パイオニア労連「ものづくり教室」参加者アンケート結果抜粋

実施者：パイオニア労連

実施日・回数：2008年1月26日(土)～27日(日)・計3回

実施内容：DVD プレーヤーの組立て

参加者：小学生33名、中学生3名 計36名

属性	感想		DVD 以外にやってみたいこと(複数回答)	
小学生	おもしろかった	33	科学実験	20
	おもしろくなかった	0	電気製品組立	18
			モーター動力おもちゃ	16
			電気回路製作	14
			木工製作	12
			その他	2
中学生	おもしろかった	3	電気製品組立	2
	おもしろくなかった	0	その他	1

資料出所：パイオニア労連

3. ものづくり産業における適正取引の徹底

①下請適正取引の推進

グローバル競争の激化、原料・燃料価格の急騰などにより、ものづくり基盤技術を根底から支える中小企業の経営環境はますます厳しくなっているなかで、川下の業者による「買ったとき」や下請代金の減額・支払遅延、技術・技能ノウハウ提供の強要など、企業間取引における様々な問題が中小企業庁の調査で明らかになっています。

2007年6月、政府はものづくり産業基盤を維持していくため、素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器など主要10業種を対象とする「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定していますが、都道府県に設置された下請適正取引推進センターを活用し、その一層の周知徹底・浸透を図るなど、原料・燃料価格などの転嫁が適正に行われる取引環境整備や下請関連法制の遵守に向けた実効ある取り組みの推進を求めています。

具体的な取り組み

- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と意見交換・情報交換を行う。

4. 外国人労働者問題への対応**①外国人研修・技能実習制度の適正化**

外国人研修・技能実習制度については、不正な手続きや運用、人権侵害や法令違反が指摘されていることから、わが国の技術・技能を発展途上国に移転し、「人づくり」に寄与するという本来の趣旨が機能するよう、受け入れ機関（商工会議所、協同組合等）と情報交換を行うとともに、地方公共団体と協力してチェック活動を行っていきます。

具体的な取り組み

- 地方連合内で外国人研修・技能実習制度にかかわる問題事例の情報を共有化する。
- 地域における外国人研修生・技能実習生の受け入れ状況を把握し、その生活、賃金・労働条件、職場環境などをチェックする。
- JITCO（国際研修協力機構）駐在事務所と情報交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。
- 外国人研修生・技能実習生の（第一次）受け入れ機関などとの情報交換を行う。

②日系人労働者への対応

日系人労働者の滞在が長期化するなかで、不安定な雇用、地域社会との摩擦、子女教育、医療、社会保険未加入、犯罪などの問題がクローズアップされていることから、定住を前提としたシステムを構築することにより、安定した就労や生活を促進し、社会的統合を進めていくことが必要であると考えます。日本語教育や子女教育の徹底、住宅の確保などの施策を強化するよう、地方公共団体に求めています。とりわけ教育費コストについては、国・地方公共団体の負担に加え、企業の社会的責任の観点に立って、外国人を雇用している企業に対し、地域ごとに商工会議所がとりまとめ、奉加帳方式によって資金を募るようなシステムの検討を提案します。

具体的な取り組み

- 地域における日系人労働者を中心とする外国人労働者の受け入れ状況を把握し、その生活、賃金・労働条件、職場環境、子女教育、医療などをチェックする。
- 公務員・教職員の労働組合と情報交換・意見交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。
- 経営者団体と情報交換を行う。

5. 地域における地球温暖化対策の推進

①運輸部門・民生（業務・家庭）部門における対策

地球温暖化対策では、とくに排出量の伸びが著しい運輸部門、民生（業務・家庭）部門の抜本的な対策強化が重要となっています。地域において、環境にやさしい交通体系を確立し、住民の省エネ意識の向上を図ることが重要なポイントです。

具体的には、公共交通機関利用や徒歩・自転車での移動を促進するための環境整備、ライトアップやネオンサインなど夜間における過剰照明の規制、住民の省エネ意識の向上に向けて、EUで実施されるように各家庭の電力・ガス使用量について時間帯ごとに把握できるよう、詳細な情報提供を電力・ガス事業者に働きかけること、などを提案していきます。

具体的な取り組み

- 組織内および地方連合において、組合員のみなさんに呼びかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。
- 電力・ガスの労働組合、事業者に働きかける。

②森林吸収源対策の推進

京都議定書の約束では、わが国は温室効果ガスを90年比6%削減することになっています。このうち半分以上の3.8%を森林吸収源対策で賄うことになっていますが、現状では困難な状況となっており、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化を進め、ビジネスとして成立させていくような方策を求めていきます。

具体的な取り組み

- 地域における森林整備事業の実態をチェックし、森林整備事業が進まない真の原因を見きわめる。人材確保の状況、地元産木材の利用状況なども把握する。
- 地方公共団体に要請する。

③再生可能エネルギー・新エネルギーを中心とする地域分散型電源の導入

国際的に見て、わが国では再生可能エネルギー・新エネルギーの導入が遅れをとっています。青森県八戸市や岩手県葛巻町では、複数の自然エネルギー発電（風力、太陽光、家畜ふん尿・下水道汚泥メタンガスなど）によって、地域の電力需要の相当量を賄う分散型電源ネットワークを推進していますが、他の地域においても、このような再生可能エネルギー・新エネルギーを中心とする地域分散型電源の導入について検討するよう、提案していきます。

具体的な取り組み

- 電力の労働組合と情報交換・意見交換を行う。

- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。

6. 地方公共団体における事務・事業の「仕分け」の実施と地方活性化

①地方公共団体における事務・事業の仕分け

国や地方公共団体の財政事情は、きわめて厳しい状況にあります。超少子高齢化の進行により、社会保障制度など国や地方公共団体が担うべき役割の拡大は不可避となっていますが、巨額の債務を放置しておけば、地方公共団体がそのような本来担うべき役割を果たすことができなくなってしまいます。地方公共団体が本当になすべき仕事に特化し、財政の効率化を図るため、現在行われている事務・事業一つひとつに関して、網羅的に「仕分け」作業を実施していくよう求めていきます。

仕分けに際しては、地方公共団体が実施している事務・事業に関して、網羅的に、名称や表向きの目的・趣旨にとらわれず、本当に必要かどうかを根本から議論し、どの程度必要か、地方公共団体が行うべきか、民間委託すべきか、民間が行うべきかを精査していきます。

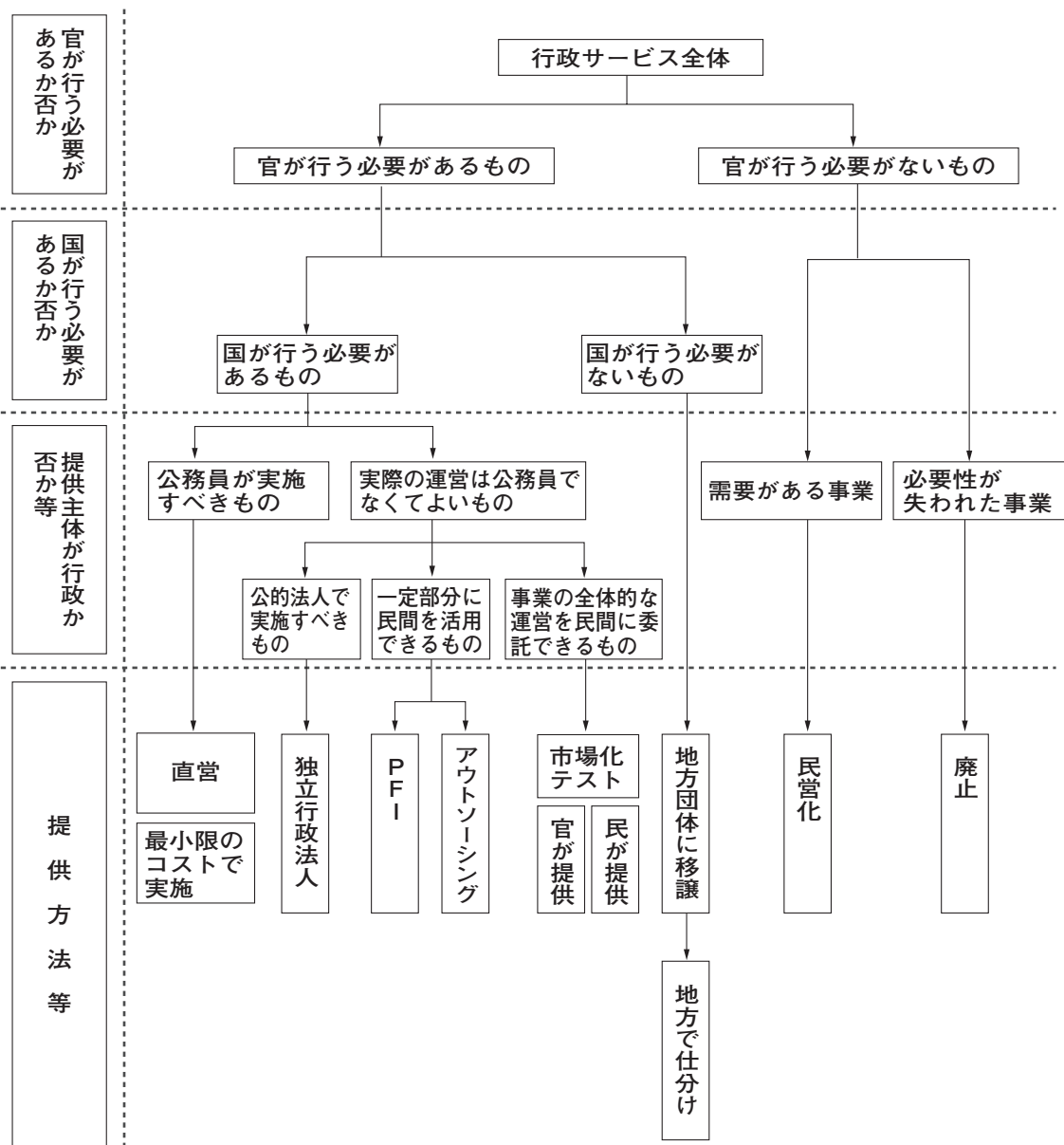
仕分けの実施に際しては、以下の諸点に基づき行います。

- 実際の仕分けの判断は、地方議会議員、学識経験者、労働組合・経営者・NPO/NGOなどの代表などがあたることとし、公開とすること。
- 事務・事業の仕分けは、当該事務・事業の直接の関係者ではない者の観点から、公正・公平に実施されなければならない。従って、当該部署の関係者や関連業界の者、それらのOBは、あくまでも状況を報告し、意見を述べる立場に止め、判断には加わらないようにすること。
- 仕分け作業は、ゼロベースから出発し、必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するようにしていくこと。
- 仕分けの結果を、地方公共団体の予算策定に反映させること。

具体的な取り組み

- 地方公共団体の財政事情、実施しているサービスの内容などについて、他の地域との比較もしながら、チェックする。
- すでに「仕分け」を行っている地方公共団体の事例について研究する。(民間シンクタンク「構想日本」のホームページで確認できる)
- 公共サービスの受け皿のあり方も含め、地方において民間の人々が様々な創意工夫を行い、経済活動の活性化を図るための仕組みづくりについて、色々な立場の人々と情報交換・意見交換を行う。
- 公務員の労働組合と意見交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。

経済財政諮問会議有識者(民間)議員による「事業の仕分け」の概念図



②既存の社会資本の改良、維持管理、建て替えに配慮した公共事業関係予算

2005年度の国土交通白書によれば、わが国の社会資本は「整備水準は相当程度向上」しているものの、「建設後相当の期間を経過するケースが増えつつあり、老朽化に伴う障害事例が見られる」としています。国だけでなく、地方公共団体の保有する社会資本についても、同様であろうと考えられます。

厳しい財政事情と超少子高齢化のなかで、これまで建設してきた社会資本の改良、維持管理、建て替えなどの費用を捻出していくのは容易ではないことから、公共事業関係予算をそうした費用に配慮したものに組み替えていくよう、提案していきます。

具体的な取り組み

- 地方公共団体の保有する社会資本について、建設後の年数、維持管理の状況、その費用、将来的な今後の改

良、維持管理、建て替えの必要性、計画と財政見直しなどについて、地方公共団体に情報提供を求める。

- 地方公共団体に要請する。

③金属産業を中心とするものづくり産業の誘致

金属産業を中心とするものづくり産業が、わが国の基幹産業であることはいうまでもありませんが、地方においても、金属産業の立地、集積の如何がその地方の経済力を大きく左右するところとなっています。しかしながら現実には、ものづくり産業の誘致に熱心なところ、そうではないところが見られ、地域間の経済格差の大きな要因となっています。好調な企業収益、人手不足、国内生産の再評価などから、地方への生産拠点展開を進める企業も出てきていますが、誘致に熱心でない地域では、地方公共団体に対して、積極的な誘致体制・受け入れ体制を構築するよう、求めていくことが重要です。

なお、企業のニーズを踏まえない工業団地の造成などは、かえって地方公共団体の財政を悪化させるだけになりかねないので、行政サービス体制の整備や、産学官の連携、人材育成、首長による誘致活動などといったソフト面での事業環境整備を中心として、地域の魅力づくりを提案していきます。

具体的な取り組み

- 地方公共団体における、ものづくり産業の誘致体制、受け入れ態勢について、他の地域とも比較しながらチェックする。
- 地方連合と地方公共団体との政策懇談の場において、必ず議題にのぼるようにする。
- 経営者団体と情報交換を行う。

7. 「ひとり親」がものづくり産業で働ける体制づくり

①ひとり親が安定して働けて、安心して子育てのできる環境整備の促進

ひとり親世帯が増加傾向にあります。ふた親の場合よりも、子育てはより困難な状況にあり、また、ものづくり産業の現場で働く比率も低い状況にあります。

ものづくり産業において、ひとり親でも安定して働けて、安心して子育てのできる体制を整備することは、ものづくり産業の人手不足解消につながるばかりでなく、結果的に、労働時間の短縮、3Kの緩和など、ひとり親ではない従業員にとっても、ワーク・ライフ・バランスの実現と職場環境の改善につながることを期待されます。ものづくり産業において、ひとり親でも安定して働き、安心して子育てのできる環境が整備されるような啓発活動を、地方公共団体に提案していきます。

また、ひとり親世帯に対する支援策については、状況の一層厳しい母子世帯に対して、より多くのメニューが用意されていますが、父子世帯に対しても、ニーズに即した同等の支援を行っていきよう求めていきます。

具体的な取り組み

- 地域におけるひとり親世帯の生活、就労に関する状況を掌握する。
- 公務員・教職員の労働組合と意見交換・情報交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体に対し、意識喚起を行う。

厚生労働省「母子家庭の母の就業支援企業」の表彰 (母子家庭の母を相当数雇用している企業・製造業)

会社名	所在地	従業員数	状況
(2006年度) 株式会社秋田新電元 光金属工業株式会社	秋田県 大分県	約870名 約 30名	11名雇用し、全員が正社員。 7名雇用し、総従業員の28.0%を占める。
(2007年度) 株式会社蓬田紳装 株式会社大村工業 株式会社東海軒 九州ワコール製造株式会社長崎工場 株式会社タイセイ	青森県 茨城県 静岡県 長崎県 大分県	約210名 約 90名 約210名 約460名 約 60名	22名雇用し、全員が正社員。 9名雇用し、全員が正社員。 8名雇用し、平均勤続年数が6年9カ月。 24名雇用し、平均勤続年数が17年。 8名雇用し、総従業員の13.8%を占める。 PTA休暇、親孝行休暇を制度化。

資料出所：厚生労働省

8. 小学校における保育所の併設、学童保育などの拡充

①小学校における保育所の併設

公式のデータによれば、保育所待機児童は年々減少していますが、女性の就業率をさらに上昇させていくためには、保育所の一層の拡充が不可欠といえます。保育所は託児所とは異なり、単に数を増やせばよいということだけでなく、良質な保育のできる環境を整えていかななくてはなりません。質も量も確保し、利用者に便利で、安全、しかも初期コストを抑えるためには、小学校に保育所を併設するのが最適と考えます。小学校であれば、日本全国に、多くは徒歩圏内にあるわけですし、校庭もあり、給食を実施している小学校の49.4%には調理場も備えられています。保育所は厚生労働省、小学校は文部科学省という縦割りを乗り越え、保育所の小学校への併設を進めていくよう提案していきます。

具体的な取り組み

- 地域における待機児童、および潜在的な待機児童の状況について掌握する。
- 公務員・教職員の労働組合と意見交換・情報交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体に理解促進活動を行う。

都内のある認可保育所が屋外遊戯場として使用している区立児童公園(同区役所のホームページより)

幼稚園型以外の認定こども園や保育所では、園庭(屋外遊戯場)について、施設の付近に適当な場所があればよいことになっている。



公立小学校における給食の調理方式(2005年5月1日現在)

(校・%)

都道府県	実施数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比
埼玉県	824	386	46.8	438	53.2
千葉県	857	423	49.4	434	50.6
東京都	1,327	1,140	85.9	187	14.1
神奈川県	871	745	85.5	126	14.5
愛知県	986	424	43.0	562	57.0
京都府	431	327	75.9	104	24.1
大阪府	1,027	777	75.7	250	24.3
兵庫県	812	471	58.0	341	42.0
福岡県	770	618	80.3	152	19.7
上記9都府県計	7,905	5,311	67.2	2,594	32.8
47都道府県計	22,069	10,897	49.4	11,172	50.6

資料出所：文部科学省「学校給食実施状況調査」

②学童保育などの拡充

全国平均では、保育所を卒園した子どものうち6割弱しか学童保育に入所できていません。そのため、小学校に入学すると、親のひとりが退職しなくてはならない「6歳の壁」「小学1年生の壁」という現象が指摘されています。また学童保育も、1施設(1クラス)あたり40~70人のところに入所している子どもが44.5%、71人以上のところにも28.8%の子どもが入所しており、「マンモス化」が大きな問題となっています。

2007年度より、「放課後子どもプラン」が始まり、厚生労働省所管の学童保育と、文部科学省の放課後子ども教室(すべての子どもを対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流を行う)とを、「一体的あるいは連携して」実施することになっていますが、学童保育と放課後子ども教室とを「一体的」に統合してしまった場合には、学童保育の対象である共働き家庭などの子どもたちに対して、子どもの置かれた状況に十分配慮した遊びや生活の場を提供することができない、と指摘されています。

学童保育には家庭的機能の補完という性格があり、放課後子ども教室とでは、その対象・目的に違いがあることを十分に踏まえ、「一体的」ではなく、それぞれ拡充を行っていくよう、提案していきます。

また学童保育について、放課後子ども教室とは独立した施設を小学校内に併設するよう、また、学童保育1施

設（1クラス）あたりの児童数は、40名を上限としていくよう求めていきます。

なお学童保育は、多くの地域で小学校3年生までを対象としていますが、可能な地域では年齢幅を広げていくよう提案していきます。

具体的な取り組み

- 地域における学童保育の状況、放課後子ども教室の実施状況をチェックする。
- 公務員・教職員の労働組合と意見交換・情報交換を行う。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体に理解促進活動を行う。

学童保育1施設(1クラス)あたりの人数の状況(2007年) (%)

人数の規模	入所している児童数の比率
40人未満	26.7
40人から70人	44.5
71人以上	28.8

資料出所：全国学童保育連絡協議会の推測値。

③柔軟な保育時間の仕組み

延長保育を実施している保育所は、62.1%となっていますが、公営では43.0%に止まっており、18時30分には過半数の保育所が閉所してしまい、働く親にとって大きな制約といえます。保育所や学童保育の開所時間については、児童が帰宅後、食事時間、睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、回数規制と適正な保育料との組み合わせにより、親の突発的な事情・特別な事例にも対応可能な柔軟な制度とするよう提案していきます。

具体的な取り組み

- 地域における保育所、幼保一元の「認定子ども園」、幼稚園における預かり保育などの状況を掌握する。
- 保育所とりわけ公営保育所や、学童保育について、開所時間などの状況をチェックする。
- 公務員・教職員の労働組合に働きかける。
- 地方公共団体に要請する。
- 会社・経営者団体と連携する。

保育所の開所時間の分布(2005年)

項目	私 営	公 営	
開所時刻	7時29分以前	72.1	26.8
	7時30分	24.5	55.3
	7時30分より後	3.5	17.9
閉所時刻	18時以前	10.5	37.4
	18時01分～30分	10.5	20.7
	18時31分以降	79.0	41.7
開所時間	10.5時間以下	9.5	37.1
	10.5時間超11時間以下	7.8	20.0
	11時間超(延長保育の実施)	82.8	43.0

資料出所：厚生労働省「社会福祉施設等調査」